

# 電子入札の運用開始について(お知らせ)

令和 5 年 8 月  
長門市企画総務部監理管財課

## 1 導入の目的

長門市では、次のことを目的に電子入札を実施します。

- (1) 事務の効率化、迅速化
- (2) 競争性、透明性の向上
- (3) 応札者の費用低減
- (4) 入札参加機会の拡大
- (5) 入札の公正性が確保される
- (6) 感染症リスクの低減

## 2 電子入札の対象範囲

- (1) 設計金額 130 万円を超える建設工事の入札
- (2) 設計金額 50 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託の入札  
※上記の業務以外の業務委託、物品調達等の入札は対象外となります。

## 3 電子入札の運用開始

令和 5 年 8 月 10 日以降の入札公告又は、指名通知を行う案件から、電子入札の運用を開始します。

※令和 5 年 7 月 14 日入札公告を行った、次の工事については電子入札の対象外となり、従来通り会場において執行する、「紙入札」となります。

入札時間等については、入札参加資格適合通知書に記載します。

- ①(公告第 32 号) 市道土手久原線橋梁補修工事(久原橋)
- ②(公告第 33 号) 市道河原小河内線橋梁補修工事(音信橋)
- ③(公告第 34 号) 市道湯端平町線橋梁補修工事(観瀑橋)
- ④(公告第 35 号) 市道浅田琴橋線橋梁補修工事(琴橋)
- ⑤(公告第 36 号) 三隅地区工場用地造成工事(第 2 工区 2 期)
- ⑥(公告第 37 号) 深川川河口堰改修工事

## 4 その他

電子入札を利用するためには、電子入札システムへの利用者登録(入札参加を希望する業者の方が、入力します。)が必要となります。

については、利用者登録を行う際に必要となる、「業者番号(9桁の数字)」と「電子入札システムへの利用登録の手順書」を長門市ホームページに掲載しますので、まだ利用者登録がお済でない方がありましたら、電子入札システムへの利用者登録をお願いします。